

保険番号マスタ（福島県07）

＜福島市・いわき市・郡山市を除く特定市町村＞

番号	設定項目名	制度名	乳幼児										飯館村等			田村市	只見町	富岡町	南相馬市		会津若松市					伊達市
			重度心身障害者		ひとり親家庭等		妊産婦10割給付	乳幼児	ひとり親家庭等	重度心身障害者	乳幼児	子ども	子ども	重度心身障害者	子ども	ひとり親	障害	障害	伊達市							
1	保険番号		145	245	199	100	146	399	299	144	280	281	282	645	480	446	546	580	381	481	382	482	582	646		
2	法別番号		45	45	99	00	46	46	99	44	80	81	82	45	80	80	46	46	80	81	81	82	82	46		
3	短縮制度名	乳児市国	乳児社組	乳児償還	乳児免除	マル障	障害償還	親償還	妊婦	飯乳児	飯親	飯障	田村乳	只見子	富岡子	南相障国	南相障社	会津子	会津親	会津親組	会津障	会津障組	会津障償還	伊達障害		
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7			
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
9	年齢(開始～終了)	0～18	0～18	0～18	0～15	0～999	0～999	0～999	0～999	0～999	0～18	0～999	0～999	0～18	0～18	0～18	0～999	0～64	0～18	0～999	0～999	0～999	0～999			
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
11	レセプト負担金額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
12	レセプト請求(印刷)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	1	3	1	1	3	3	0	1	3	1	3			
13	レセプト記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0			
14	外来負担区分	2	2	3	2	2	3	3	2	2	1	2	1	2	1	2	1	1	2	1	2	1	3			
15	1回負担割合	0	0	100	0	0	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100			
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
20	1月院内上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21000	0	21000	0	21000	21000	0	21000	0	21000			
21	1月院外上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21000	0	21000	0	21000	21000	0	21000	0	21000			
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
24	入院負担区分	2	2	3	2	2	3	3	2	2	1	2	1	2	1	2	1	1	2	1	2	1	3			
25	1回負担割合	0	0	100	0	0	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100			
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
28	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
30	1月上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21000	0	21000	0	21000	21000	0	21000	0	21000			
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
33	食事療養費	3	3	1	1	1※	1	1	1	3	3	2	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1			

注

乳幼児医療費

「乳児市国」（市町村国保の公費受給者に適用願います。レセプトによる請求で本人負担の無い10割給付です）
「乳児社組」（社保および組合国保の公費受給者に適用願います。 現物給付準拠の請求方式を採用している市町村に適用下さい）
【注1】 現物給付準拠の請求方式を採用している市町村に適用下さい。 サンプルとして福島市用で請求用紙を参考提供しております。
【注2】 他の市町村で異なる請求方法を採用されている場合はユーザにてカスタマイズ対応下さい

重度心身障害者医療費

「乳児償還」（償還払い方式を採用している市町村で、当該患者の院内管理を必要とされる医療機関でご使用下さい）
「乳児免除」（地方公費ではないようですが国保患者で市町村によって自己負担が免除される皆保険証に記載があるようです。補助区分が設定できないため退職者患者に適用下さい。）
※レセプトには10割との記載が必要のようです。別途システム管理マスタ「2006 レセプト特記事項編集情報」の設定が必要となります
「マル障」（現物給付準拠の請求方式を採用している市町村に適用下さい）
市町村により請求方法(請求書)が異なる運用が為されているようです。 ユーザ様にてカスタマイズ対応をお願いします。

ひとり親家庭等医療費

「障害償還」（償還払い方式を採用している市町村で、当該患者の院内管理を必要とされる医療機関でご使用下さい）
「親償還」（償還払い方式です。 当該患者の院内管理を必要とされる医療機関でのみ適用下さい）
「妊婦」（市町村国保患者のみ適用です）

★ 飯館村等

乳幼児医療費

「飯乳児」（市町村によって対象年齢が異なります。平成19年2月診療分よりレセプト請求が可能となりました。）
※平成19年4月より金山町、5月より昭和村、10月より大玉村、平成20年4月より磐梯町・小野町、平成21年4月より川俣町・古殿町・平田町・南会津町、平成24年4月より小野町、平成24年10月より須賀川市等も同制度となるようです。

ひとり親家庭等医療費

「飯親」（平成19年2月診療分よりレセプト請求が可能となりました）
※他医療機関での負担額も累積させて負担金計算させる制度のようです。患者登録の所得者情報画面で負担金を設定できます。個人でなく世帯で上限額が設けられている制度のようです。多く払った分は償還払いで戻ってくるようですが、所得者情報画面での上限額設定で運用回避可能と思われます。
※平成20年4月より磐梯町も同制度となるようです。

重度心身障害者医療費

「飯障」（平成19年2月診療分よりレセプト請求が可能となりました）

★ 田村市

乳幼児医療費

「田村乳」（社保の場合に適用。国保の場合は「乳児市国」と同制度のようです。）
※上限額を超えた負担金の場合には一旦窓口で全額負担となり患者さん自身で償還払いとなります。その為の特別な処理を本体制で実装しています。請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。
※平成24年10月より対象年齢が高校生3年生まで、上限額が21000円へ変更

★ 只見町(平成24年4月)

子ども医療費

「只見子」（患者負担無し。食事療養費は未就学児のみ助成対象なので、未就学児は保険番号280をご使用ください。社保はレセプト請求。国保は不明。）

★ 富岡町(平成24年10月)

子ども医療費

「富岡子」（患者負担無し。食事も助成対象。窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。 上限額を越えたら食事も含め全額償還払いになります。社保はレセプト請求。国保は不明。）※大熊町、双葉町、浪江町も同制度のようです。

★ 南相馬市(平成28年8月)

重度心身障害者医療費

「南相障国」（後期高齢者もしくは65歳未満で国保の場合に適用。患者負担無し。専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。）※平成29年10月より相馬市・新地町・飯館村の後期高齢者も同制度のようです。
「南相障社」（65歳未満の社保の場合に適用。専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払いでの請求となります。）※平成29年10月より相馬市・新地町・飯館村の社保・国保も同制度のようです。
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」→「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を1で設定が必要です。

★ 会津若松市

子ども医療費

「会津子」（患者負担無し。食事も助成対象。レセプト請求。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払いでの請求となります。会津若松市の場合、国保組合の場合に適用し市町村国保は保険番号345、社保は保険番号280と同制度のようです。）
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」→「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を1で設定が必要です。

ひとり親家庭等医療費

【会津親】（患者負担無し。食事も助成対象。社保・国保の場合に適用。社保はレセプト請求。国保は専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。）※平成29年10月より請求方法の変更
【会津親組】（患者負担無し。食事も助成対象。国保組合の場合に適用。専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払いでの請求となります。）※平成29年10月より制度変更
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」→「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」、「食事負担金計算(入院)」の左側を1で設定が必要です。

重度心身障害者医療費

【会津障】（患者負担無し。食事は助成対象外。社保・後期高齢者の場合、国保で申請書を提出している場合に適用。社保はレセプト請求。国保は専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。）※平成29年10月より請求方法の変更
【会津障組】（患者負担無し。食事は助成対象外。国保組合の場合、国保で申請書を提出していない場合に適用。専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。退折の場合も考慮して月の総点数が7,000点を超える場合は全額償還払いでの請求となります。）※平成29年10月より請求方法の変更
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」→「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を2で設定が必要です。
【会津障償還】（償還払いの場合にご使用ください。）

★ 伊達市(平成20年1月)

重度心身障害者医療費

「伊達障害」（伊達市、伊達郡4町の制度です。専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払いでの請求となります。）
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」→「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を1で設定が必要です。

※ 制度変更（17年10月～）

食事療養費の助成が無くなり自己負担となりました。